

「文化外交の推進に関する懇談会」報告書
フォローアップに関連する関係省庁施策（本文）

平成18年4月

※ 以下、太字部分は「文化外交の推進に関する懇談会」の「具体的な取り組み課題」の部分抽出したもの。枠に囲まれた部分は、それぞれの「具体的な取り組み課題」に関連した関係府省庁の施策。

第二章 文化外交の3つの理念と3つの柱

1. 第一の柱：発信の理念に対する行動指針

(イ) 日本語普及と日本語教育の推進

多様化する日本語学習の目的や動機、関心や興味に応えられる、魅力的な教材開発や教育の質の向上、人材育成や教育機会の確保など、日本語教育と日本語普及の推進を図る。

(関係府省庁施策)

(総務省)

- (財)自治体国際化協会において、JETプログラム参加者に対して日本語教育研修を実施している。

(外務省)

- 諸外国における日本語普及は、しばしば現地の教育制度自体の変更や予算の削減等により影響を受けることがあることから、適切な情報収集と外交的な働きかけを通じて、特に初中等教育を念頭に、学校における日本語科目導入等を図っていく。
- (独)国際交流基金において、インターネットを通じて教材情報を提供する「みんなの教材サイト」の運営や「テレビ CM 集」、「児童・生徒のためのわいわい日本語活動集」、「日本語学習辞典」各国語版などの教材刊行等、多様化する日本語学習ニーズに応じた教材開発を実施している。中等教育段階向け映像教材を作成中であり、アニメ等の活用も予定している。
- (独)国際交流基金において、欧米豪などによる言語教育の戦略的展開を可能にしている「スタンダード」が日本語教育の国際展開にも不可欠であるとの認識に基づき、シラバス・カリキュラム、教授法・教材、試験・評価システムを標準化・体系化する「日本語教育スタンダード」の構築に着手した。日本語能力試験も右にリンクさせる形で改定を検討中。
- (財)日韓文化交流基金において、韓国の高校の日本語教員の招へい事業を実施している。

(文化庁)

- 長期間にわたって日本に居住する外国人が増加している結果、日本で円滑に生活を送るため、地域社会の日本語教育力の重要性が高まっていることを受け、地域のボランティアを支援するための日本語ボランティア研修及び地域日本語コーディネータ研修を実施してきた。また、幼い子供を抱えているなど日本語の学習機会を持ちにくい外国人のために、学校の余裕教室等を活用した親子参加型の日本語教室開設事業を実施してきた。
- 今後、これまでの内容を拡充し、人材育成、日本語教室設置運営、教材作成、連携推進活動の4分野について、それぞれの地域での喫緊の課題を解決するための企画を公募し、採択実施することにより地域の日本語教育力の向上を図る日本語ボランティア活動の支援・推進事業を実施する。

日本語教育と日本語普及の推進の際、日本語の美しさを評価しその魅力の効果的な伝達方法について議論を深める。そのため「日本語サミット（仮称）」の開催などを検討する。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- (独) 国際交流基金において、日本語教育スタンダードの構築のための方策について有識者による議論を促進するため、「日本語教育スタンダード構築を巡る国際ラウンドテーブル」を開催した(第一回:平成17年5月、第二回:平成17年11月、第三回:平成18年3月)。
- (独) 国際交流基金において、今後も、日本語の魅力の効果的な伝達方法について議論を深めるため、国内外の日本語教育関係者等を集めたセミナー、シンポジウム等の開催を推進し、日本語の国際通用性が高まりつつある事実に対する国民の意識を喚起する。
- (独) 国際交流基金において、日本語の美しさやその魅力を伝えるために、国内外の文化人等による『日本語サミット』(仮称)の開催を予定している。

日本語教育の促進に関して包括的な戦略を立て、日本語の発信体制を具体的に整えるために、「文化外交推進会議（仮称）」において検討する。

(関係府省庁施策)

(内閣官房、外務省、文化庁、関係省庁)

- 日本語教育を効果的に促進していくため、関係企業、NGO、大学、学識関係者等との連携を推進していく。

(内閣官房、外務省)

- 日本語教育の促進に関して包括的な戦略を立て、日本語の発信体制を具体的に整えるために、「国際文化交流推進会議」等において検討する。

(ロ) 知的・文化的資産としてのコンテンツの振興と発信

日本のコンテンツ、及び食やファッション等の生活文化を、日本の主要な知的・文化的資産の一つと位置づけ、その積極的な情報発信を図る。

情報発信を図る際、あらゆる分野のコンテンツ産業関係者は、長期的視野に立った取組みが文化交流の拡大に必要となることにも留意しつつ、短期的な収入確保ではなく、長期的にシェアを維持・拡大していくことを念頭においた国際展開を図るべきである。

(関係府省庁施策)

(外務省、文化庁、経済産業省、農林水産省)

- 日本のコンテンツや生活スタイルの魅力を海外に発信するための民間の自主的な取組について、積極的に支援を行う。

(外務省、文化庁)

- 外交関係樹立〇〇周年・日本人移民の移住〇〇周年等の機会を多様な日本文化を海外に向けて総合的に紹介する機会ととらえ、伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の周年事業を実施・支援する。

(知的財産戦略推進事務局)

- 「知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会及び同調査会日本ブランド・ワーキンググループにおいて取りまとめられた報告書に基づき、「知的財産推進計画 2005」に、コンテンツ及び日本ブランド(ファッション、食、地域ブランド)戦略について記載。これに基づき、各省において施策を実施している。

(総務省)

- (財) 地域創造において、「地域伝統芸術等保存事業」を通じて、地域の伝統芸術等の保存を図るため、映像記録の作成に対して助成を実施する。

(外務省)

- (独) 国際交流基金の事業や在外公館文化事業を通じ、商業ベースでの放映が困難な国のテレビ局に対する日本のテレビ番組の提供、日本映画上映会や日本の食文化を紹介する事業、アニメやマンガの制作に関わる者による講演会の開催やワークショップ、アニメやマンガに関する展示、J-POP コンサート等の事業を通じ、日本のコンテンツや生活スタイルを海外に紹介する。
- 在外公館等において、日本のコンテンツ及び食やファッション等の生活文化を現地に紹介する担い手(例えば、ポップカルチャー分野では、出版社、テレビ局、販売関係者等、食分野においては、現地邦人企業や日本料理店等)とネットワークを構築するため、各管轄地域におけるこれらの担い手の現状に関する調査を実施中。
- 外務本省や在外公館のホームページ等を通じ、日本食や日本産食材に関する情報を発信する。
- 在外公館や(独)国際交流基金において、東アジア(特に、中国)にて、日本のポップ・カルチャーを紹介する事業を実施する。

(文化庁)

- 世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化に繋がる活動を展開する目的で「文化庁文化交流使」を海外に派遣する。
- アニメ、マンガ、映画、コンピュータゲーム等のメディア芸術分野において、人材育成、コンテンツの共同制作等の支援を実施する。

(農林水産省)

- 日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するため、海外市場における製品の普及状況を踏まえたマーケティング活動を展開している。また、生産者団体等が取り組む日本産米を中心とした農林水産物等の海外でのPR活動(日本型食生活の紹介と絡めたPR活動を含む。)を支援する。さらに、日本食・日本産品のPRのためのパンフレット等を整備する。
- 海外での展示・商談会や海外百貨店等での通年型販売を行うことと併せ、試食会やセミナー等を実施する。

(経済産業省)

- 日本の「ジャパブランド」を確立し、日本コンテンツの世界市場におけるプレゼン

スを向上させ、海外取引の活性化を図り、世界市場への戦略的参画を推進するため、コンテンツ海外流通促進機構への支援、JETRO 等による海外市場調査、映画・放送番組等コンテンツ、ファッションの海外見本市への出展支援を実施しており、同支援を拡充していく。

- 海外で受け入れやすい日本のコンテンツの製作・流通を促進するため、情報提供・マッチング支援等により、国際共同製作に対する支援を強化する。
- グローバリゼーションの進展に伴い、国際競争力の強化が求められる今日、更なる付加価値の源泉として、日本ブランドの確立を目指す。そのために、日本の伝統的なデザインや機能、コンテンツを現代の生活に相応しいように再提言し、「新日本様式」(Japanesque * Modern) を確立するための取組を支援する。

コンテンツ領域における技術や表現上の強みを、日本語教育など、他の様々な文化情報の発信の際に最大限に活用する。特に映像による情報の伝達は極めて効果的であり、より積極的な活用を図る。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 在外公館が、文化事業や一般広報・教育広報活動を実施するにあたって、映像を含め、日本のコンテンツ領域における技術や表現上の強みを効果的に活用するため、在外公館の広報・文化担当官が動画等を使ったプレゼンが可能になるように研修を強化する。
- (独)国際交流基金において、インターネットを通じて教材情報を提供する「みんなの教材サイト」の運営や「テレビ CM 集」等の視聴覚教材刊行等、多様化する日本語学習ニーズに応じた教材開発を実施している。テレビ放映も前提にした中等教育段階向け映像教材を作成中であり、アニメ等の活用も予定している。

(文化庁)

- 日本語教育においては、語学そのものの知識を身に付けさせるだけでなく、文化の違いに起因する摩擦や行き違いについてきちんと理解させることが必要であるので、このような異文化理解の事例を、わかりやすく親しみやすい漫画の形で紹介し、有識者による解説を付した日本語教育の教材を作成する異文化学習教材を作成する。

関連業界は、ポップカルチャーに関する観光の受け入れを積極的に図る。国は、ポップカルチャーにおけるワーキングホリデーの受け入れや、「日本ポップカルチャー年（仮称）」の設定、ポップカルチャー大使の派遣など、現代日本文化の発信力を高める環境づくりを検討する。

（関係府省庁施策）

（外務省）

- 「日本ポップカルチャー年（仮称）」の設定やポップカルチャー大使の派遣を検討する。

（国土交通省）

- VJC事業を通じて、日本のポップカルチャー等の魅力を世界に発信し、訪日外国人旅行者の受入れ増加を図る。

国際音楽祭や国際映画祭等の機会を活用して積極的に日本の魅力ある文化を海外に発信するため、積極的な支援を行う。

（関係府省庁施策）

（外務省、文化庁）

- 文化庁や（独）国際交流基金は、従来より、世界の主要な国際音楽祭、国際舞台芸術祭、国際展などにおける日本の芸術文化の紹介を積極的に実施している。（独）国際交流基金においては、特に、平成16年には、ベネツィア・ビエンナーレにおいて「オタク」を主題とした展示を実施した。また、文化庁においては、平成14年度から文化庁舞台芸術国際フェスティバル（IPAF）を毎年実施するとともに芸術団体の海外公演支援等の取組を行っている。
- 海外の日本映画祭及び国際映画祭において優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、出品の際に必要な字幕作成のための助成や（独）国際交流基金所蔵の字幕付きフィルムの提供を含め、支援を実施する。

（外務省）

- 東京国際映画祭関係者に対する円滑な査証発給を支援する。

（文化庁）

- 日本の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出品することにより、海外において発表する場を提供する。

(経済産業省)

- 東京国際映画祭を日本コンテンツの情報発信の核として確立するため、出品作品を対象として上映企画による海外展開事業を実施する等、マーケット機能を付与してその場での商取引を可能にすることを支援すると共に、開催時期に合わせてコンテンツ産業関連の各種イベントを集中して実施することを支援する。
- 東京を世界のファッションカレンダーの中軸に位置づけ、ファッション・ビジネスの拠点としての日本の国際競争力を強化するため、産官学が協力しつつ、ファッション戦略会議主催の「東京発 日本ファッション・ウィーク」を開催する。
- アセアン10ヶ国、中国、韓国、インドのコンテンツ産業担当閣僚を招いた「アジアコンテンツ産業セミナー」を本年の東京国際映画祭にあわせて開催。今後、アジア各国が重点的に協力して取り組むべき対応について閣僚による共同声明として取りまとめた。

(ハ) 情報の発信機能の充実

在外公館や(独)国際交流基金の海外事務所等の海外拠点そのものが日本の魅力的な文化の発信拠点となるよう、適切な人材の配置や、魅力的な空間の演出を図る。特に、在外公館や(独)国際交流基金の海外事務所等において、アートマネジメントや学術関係者を含む有識者とのネットワーク作り等、文化交流に関連する能力を向上させ、専門的、効果的な文化交流を推進する。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- キャリアパス・モデルの設定を含め、文化交流担当官の専門性や能力の向上に向けた取組を実施する。
- 在外公館や(独)国際交流基金の海外事務所等の海外拠点において、アートマネジメントや学術関係者を含む有識者とのネットワーク作り等、文化交流に関連する能力を持った外部専門家の活用を推進する。
- (独)国際交流基金において、ニューデリーの事務所を移転拡張しイベントスペース・図書館等を有する日本文化センター化すると共に、ブダペスト事務所も学生や文化機関関係者がアクセスしやすい立地条件の地域に移転する予定。また、今後、海外事務所の魅力的な情報発信のために、人材配置・空間演出等を工夫していく。

(二) 対外的なメッセージの発信機能・広報活動の充実

伝統文化から現代文化、生活文化や地方文化を含め、日本文化に関する総合的なウェブサイトを充実させる。国や地方、文化交流に関わる多様な主体が連携しながら、魅力的で分かりやすいサイトにする。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 日本に関する総合情報紹介ウェブサイトである Web Japan を通じて、日本の文化に関連するトピックを、伝統文化から現代文化、生活スタイル等も含め、総合的に紹介している。
- (独)国際交流基金において、国際文化交流に関する情報を、基金ホームページを通じて紹介している。特に、Performing Arts Network Japan を通じて、日本の舞台芸術に関する情報を海外向けに紹介すると共に、Japanese Book News を通じて、日本の出版状況や出版物に関する情報を、海外の出版社、編集者、翻訳者に向けて発信している。
- 平成18年度には、Web Japan や基金ホームページのコンテンツを充実させる。特に、Web Japan における中国語での発信情報を大幅に充実させると共に、(独)国際交流基金ホームページ英語版に加えて中国語版、スペイン語版等を開設することにより、情報発信の拡充を図る。

(文化庁)

- 日本の文化について、海外での日本文化受け入れに関するニーズや国内の芸術団体、芸術系大学等の国際文化交流取組状況を把握し、それらの情報を Web サイト上に英語で公表するなど、日本文化を総合的に発信するための体制を構築し、日本の文化を海外に明確に発信する。
- 国内外へ広く日本映画作品を紹介し、より多くの地域における多様な作品の上映を可能とする「日本映画情報システム」を整備する。

国は関係機関と協力して、文化交流に関わっている多様な主体間の情報交換や連携を促すとともに、海外の人々が日本の文化活動について把握し、接触や交流をはかりやすくなるよう、日本の文化交流活動関係の情報を総合的に、発信・共有する仕組みを整える。

(関係府省庁施策)

(外務省・文化庁)

- 文化庁や(独)国際交流基金において、諸外国から芸術家や博物館職員、文化行政担当者等を招へいし、日本国内の関係者と意見交換を実施し、両者間のネットワーキングを支援する。

(総務省)

- (財)地域創造において、「研修交流事業」を通じ、地方公共団体、公共ホール関係者が舞台芸術に関与する様々な立場の人々との交流とネットワークづくりを図り、地域と芸術文化の関係を考えるうえでの知識の体得を図る。

(外務省)

- 「外務省と語る国際交流」、「地域で語る国際交流」といったシンポジウムを開催し、地方自治体、NGO、NPO、学会、メディア、財界等、多様化する交流主体間でのネットワーク形成、情報共有の場を提供している。
- 将来居住国において指導的地位に就くべき日系人の若者を日本へ招へいし、自らのルーツである日本についての理解を増進せしめ、当該居住国における日本文化発信の中核たらしめる。
- (独)国際交流基金において、ウェブ上に意見交換のための場を設け、国際文化交流の担い手同士の接触や交流をはかりやすくなるような便宜を図ってきた。例えば、基金ウェブ内の「みんなの教材サイト」内の「みんなの広場」サイトを通じ、日本語教育関係者相互のネットワーキング、Japanese Studies Network Forum サイトを通じ、海外における日本研究者のネットワーキングを支援している。
- (独)国際交流基金において、平成 18 年度に、「情報リソースセンター(仮称)」を開設し、自治体所管の国際交流協会等、日本の国際交流団体への情報提供を通じて多様な主体間の連携を促進する。

(文化庁)

- 国際的な内外の芸術家や文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向についてかたる「国際文化フォーラム」を平成15年度より開始した。

日本文化、特に歌舞伎や能、狂言、茶道、華道、武道といった日本の伝統文化を外国人によりよく理解してもらうには、当該言語への翻訳や、映像等の利用、解説によって理解の手助けを図るなどの様々な方法が考えられる。このような広義

の「翻訳」を効果的に行うために、国は関係機関と協力して、内外の知恵を結集して具体的な方策を検討する。

(関係府省庁施策)

(外務省、文化庁)

- 文化庁の「現代日本文学の翻訳・普及事業」や(独)国際交流基金の「出版翻訳協力事業」を通じ、様々なジャンルでの良書の外国語翻訳・出版を推進していく。

(内閣府)

- 内閣府が実施する青年国際交流事業において、ナショナル・プレゼンテーション、クラブ活動、自主活動、ホームステイ活動等を通じて、日本文化を直接体験するプログラム等を実施していく。

(外務省)

- 日本文化が「体験文化」であるという特色を活かし、「ことば・モノ・行動」が一体となった文化交流を図るという観点から、外務省や(独)国際交流基金の文化事業においては、日本の古典芸能や武道、茶道等を海外に紹介するため、専門家による解説や参加者の体験プログラムなどを含むレクチャー・デモンストレーションや技術指導を実施し、単に日本の文化を「見せる」のみならず、「解説する」・「やってみる」事業を重視する。
- 平成17年度においては、(独)国際交流基金において、主要な邦楽奏者・グループを英文で紹介する「Traditional Music Japan」を刊行した。

(文化庁)

- 世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化に繋がる活動を展開する目的で「文化庁文化交流使」を海外に派遣する。同事業において、滞在中に、小規模の「観衆参加型」の事業を多数回実施する。
- 国立劇場における歌舞伎・能・文楽公演において、英語版の同時解説装置を貸し出す等の取組を実施する。
- 博物館・美術館等における多言語表記を推進する。

情報を伝えるとは、それを相手の自由な解釈にだけゆだねるのではなく、日本の捉えかたやものの見かたを伝えるということを意味し、それによって理解が一

層深められる。その際、特に不可欠なのは、活字媒体に代表される論理的な言語による表現である。国は関係機関と協力して、効果的な日本に関する広報や情報の伝達を推進するため、それぞれの媒体の特徴を活かしつつ、対外的なメッセージの発信機能の充実を図る。

(関係府省庁施策)

(内閣府)

- 日本の政策等を海外に紹介することを目的とした活字媒体において、日本の伝統文化、現代文化、社会現象、生活様式などについても紹介している。

(外務省)

- 活字媒体を含む多様な媒体を活用して、広報対象・内容に応じた政策広報・一般広報を実施し、一定の予算で最大限の効果を発揮するよう努めている。
- (独)国際交流基金において、日本の文化を紹介する良質な書籍の海外における翻訳・出版を支援すると共に、日本の文化・社会を紹介するテレビ番組や映画を海外で放映・上映したり、このようなテレビ番組や映画の制作するための支援を実施する。

(ホ) 国際交流場面における体験的な日本文化発信

政府の公式行事等において、日本料理の提供や日本文化の発信を積極的に行うなど、来日した人々が日本文化を体験的に理解する機会を増やし、効果的な日本文化の発信を行う。

(関係府省庁施策)

(外務省他関係省庁)

- 政府の公式行事等において、正装の奨励、日本料理の提供や日本文化の発信を積極的に行うなど、来日した人々が日本文化を体験的に理解する機会を増やし、効果的な日本文化の発信を行う。

(内閣府)

- 訪日する国公賓等海外からの賓客に対し、和風迎賓施設である京都迎賓館において接遇を行うことで、日本文化を体験的に理解する機会を増やし、効果的な日本文化の発信を行う。

(外務省)

- 平成17年5月に京都で実施されたASEM第7回外相会合において、京都迎賓館におけるワーキング・ディナーで和食(松花堂弁当)を提供した。また、社交ディナーにおいて、伝統芸能を披露した。

2. 第二の柱：受容の理念に対する行動指針

(イ) 留学生の積極的な受け入れ

留学生は日本文化のよき理解者として将来の知日家となるだけでなく、その知識や活力が日本社会を支え、日本語や日本文化を世界に広めてくれる、将来の日本文化の担い手となる人材である。「留学生受け入れ10万人計画」の目標を達成した今、米英を参考に、より質の高い人材を確保することに重点を置くことにより、積極的な受け入れを推進する。

(関係府省庁施策)

(内閣府)

- 沖縄に自然科学系の国際的な大学院大学を設立する準備として、平成17年9月に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立。同大学院大学においては、世界最高水準を目指し、教員、学生の半分以上を外国から迎えるとともに、海外の一流大学やアジア太平洋地域の大学との連携を図る予定。

(外務省)

- 多くの優れた留学生を日本に引き付けるため、応募者層の拡大、質の確保へ繋がることを目指しつつ、積極的な情報提供、国費留学生選考制度の改善を実施している。
- 帰国留学生は、日本と母国との架け橋となり、外交的資産にもなりうる人材であり、留学生交流の意義を高めるためには、留学生の帰国後の適切なフォローアップが必要であるという観点から、元留学生同窓会の活動に対する支援等の措置を引き続き推進する。

(文部科学省)

- 留学生の質の確保に留意しつつ、受け入れ体制の充実を図ることにより、留学生の受け入れを促進する。
 - 国費外国人留学生受け入れの充実
諸国の優秀な外国人を国費留学生として日本に招へい。
 - 私費外国人留学生等への援助
日本国内の大学等に在籍する私費外国人留学生等で、学業、人物とも

に優れ、かつ経済的な理由により修学困難な者に奨学金を給付。また、学校法人が私費外国人留学生を対象として行う授業料免除事業に対し補助。

■ 短期留学推進制度(受入)

大学間交流協定に基づき、母国の大学に在籍したまま1年以内の短期間諸外国から日本に留学する大学生に対し奨学金を給付。

優秀な人材を引きつけ、来日した学生が暖かく迎えられ充実した生活を送れるよう、産官学民が協力して奨学金の支給や宿舍の確保等の環境整備を推進する。特に宿舍については既存の建物等を利用できるよう、関連主体が柔軟な制度の見直しを行い、各主体間の連携を図りつつ効果的かつ効率的な受け入れを推進する。また、日本国民がホームステイに一層積極的になるために必要な措置をとることも必要である。

(関係府省庁施策)

(法務省)

- 留学生、就学生は、就労することができない在留資格であるため、経費面を気にすることなく安心して勉学に専念できるようにするには、奨学金制度の充実や宿舍の確保等の環境整備が不可欠であることから、出入国管理行政とこれらの施策との一層の連携を図るとともに、適正な入国・在留審査を行うことにより質の高い留学生、就学生の受入れに貢献していく。

(文部科学省)

- (独)日本学生支援機構において留学生の宿舍の確保に対する支援事業を実施しているところ、受け入れ体制の更なる整備・充実を図っていく。

■ 留学生宿舍の設置・運営

■ 大学等の留学生宿舍の建設に対する助成

学校法人、公益法人、地方公共団体等が行う留学生宿舍の建設・改修・取得に対し、(独)日本学生支援機構が建設等に必要経費の一部(3分の1以内)を助成。また、留学生宿舍を安定的に確保するために、(独)日本学生支援機構が適切な民間宿舍を開拓し、家主との間で指定宿舍契約を締結して、留学生専用の宿舍とし、家主に対して協力金(指定契約金)を交付。

(経済産業省)

- アジア諸国を中心とした開発途上国の留学生を対象に、日本の企業の社員寮を宿舎施設として斡旋するとともに、協力日本企業の技術や文化等を紹介するための経費を補助することにより、留学生と日本の企業の理解を増進させ、多彩でかつ有能な人材の育成等に貢献する。

(ロ) レジデンス型（滞在・交流）プログラムの推進

あらゆる分野の文化人、芸術家、またスポーツ関係者等も含めた「レジデンス型プログラム」（いわゆる「アーティスト・イン・レジデンス」を含む）を文化交流の重要課題の一つとして位置づけ、積極的に検討する。

(関係府省庁施策)

(外務省・文化庁)

- 文化庁や(独)国際交流基金は、地方自治体を含む国内の団体が、「アーティスト・イン・レジデンス事業」等を通じて、海外の芸術家を日本に長期間滞在させ、日本の文化・社会に対する理解を深めつつ創作活動を行わせる機会を提供することについて、支援することを検討していく。

レジデンス型プログラムが地域の活性化につながるよう、既存の組織や仕組みを積極的に活用する。特に住居や文化活動の場所が確保でき、効果的な交流・創造活動を展開しうよう、地方自治体を含め産官学民の柔軟な連携のもとでその環境作りを図る。

(関係府省庁施策)

(総務省、外務省、文部科学省、関係府省)

- レジデンス型プログラムが地域の活性化につながるよう、既存の組織や仕組みを積極的に活用する。特に廃校や倉庫を含め、空きのある既存の施設を活用する等、レジデンス型プログラム参加者の住居や文化活動の場所を確保し、効果的な交流・創造活動を展開しうよう、地方自治体を含め産官学民の柔軟な連携のもとでその環境作りを推進する。

(総務省)

- JETプログラムにおいて、文化・研究分野のCIR(国際交流員)を招致し、地域レベルでの草の根の国際文化交流を推進していく。

(外務省)

- (独)国際交流基金において、日本における「アーティスト・イン・レジデンス」の情報をデータベース化し、日本語・英語の双方でインターネット上に公開することにより、内外のアーティスト・イン・レジデンスの情報提供を通じた交流促進を支援しているところ、同データベースの更新・拡充を実施する。
- (独)国際交流基金において、日本でレジデンス型活動を行いたい外国人が自らの要望にあった適切なプログラムに応募できるように、日本で行われるレジデンス型プログラムに関する情報が入手できるよう海外からの照会に対応する。

(ハ) 人材交流の推進

将来の交流の柱となるような重要人物の日本滞在や日本研究や知的対話の機会を与えるための工夫を積極的に図る。特にメディア関係者に対しては重点的にこのような機会の提供を図る。

(関係府省庁施策)

(内閣府、総務省、外務省、文部科学省、関係府省)

- 関係機関の行う招へい活動について、各招へいスキームの目的がより効果的に果たせるよう、情報の共有をさらに推進するとともに、被招へい者の人選に関して専門家の意見の活用を検討する。

(外務省・文化庁)

- (独)国際協力機構、(独)国際交流基金、(独)文化財研究所等を通じ、文化財保存修復に関する日本の高い技術を活かし、開発途上国への日本人専門家の派遣、文化財保存・修復関係者を招へいし、研修を実施している。

(内閣府)

- 「国際青年育成交流」、「日本・中国青年親善交流」、「日本・韓国青年親善交流」、「世界青年の船」、「東南アジア青年の船」、「21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい」、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」等の青少年の派遣・招へい事業及び船上生活を共にすることを通じた多国間交流事業を実施していく。

(総務省)

- 国内各地方自治体において、海外自治体からの研修生を受け入れ、各行政分野や文化財保護分野における研修等を行うことを支援するため、(財)自治体国際化協会と共同して「自治体職員協力交流事業」を実施している。

(外務省)

- 「21世紀パートナーシップ促進招聘」、「グローバル・ユース・エクステンジ」、「報道関係者招待」等の様々な招聘事業を通じて、各国において将来政・官・財・学・メディア等の各界において指導的立場に就くことが期待されている人物、あるいは報道に直接携わる人物の対日理解の向上、「知日化」「親日化」を図る。
- 英、仏、独、露等欧州諸国との間で、双方の有識者の参加を得て、知的交流の機会を開催し、文化を含めた様々な分野における相互理解を深めるための各種対話を実施している。
- (独)国際交流基金において、グローバルな課題の解決に取り組む米国の知的リーダーを対象とした安倍フェローシップ、アジア太平洋地域の域内共同の課題解決に取り組むアジアの知的リーダーを対象としたアジア・リーダーシップ・フェロー、全世界の日本研究者を対象とした国際交流基金日本研究フェローシップ等のフェローシップを供与し、メディア関係者を含む海外の知的リーダーが日本に滞在して研究や知的対話を行う機会を提供する。
- また、(独)国際交流基金において、文化人短期招へい事業や知的リーダー交流事業によって、海外の有識者・文化人等が日本に滞在し視察・意見交換する機会を提供する。
- (財)国際問題研究所による海外の研究者を対象としたフェローシップ受入を支援している。
- 被招へい者に対するフォローアップを、日本での滞在期間が終了した後も継続する。このため、被招へい者のリストのデータベース化を図り、被招へい者の日本に関するメディアでの発信や論文における言及振りについて把握を行い、また、近隣の在外公館等より随時情報提供や接触を行うことによって、被招へい者と日本との関係を維持・拡大する。

(二) 知的交流の推進

既存の政策研究・地域研究機関の国際的なプレゼンスを強化するために、研究機関のネットワークを充実させる。また、各研究機関は、海外の研究機関との連携を促進するため、外国人職員の採用等について、より柔軟な対応を図り、国際的な学術誌を発行する等の学術交流の拡充のための取組みを検討する。

(関係府省庁施策)

(内閣府)

- 沖縄に自然科学系の国際的な大学院大学を設立する準備として、平成17年9月に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立。同大学院大学においては、世界最高水準を目指し、教員、学生の半分以上を外国から迎えるとともに、海外の一流大学やアジア太平洋地域の大学との連携を図る予定。
- 経済社会総合研究所において、内外の高水準の専門性を有する研究者や大学・研究機関と国際共同研究を実施する。
- 経済社会総合研究所において、内外の研究者を招聘し、重要政策に関して論点明確化・政策形成への貢献・広範な議論の喚起等を目的とした国際フォーラム・シンポジウムを開催する。
- 総合研究開発機構(NIRA)は、日本・中国・韓国の経済協力に関する共同研究など国際研究交流事業を実施しており、内閣府としては、事業の公正、妥当な実施等を確保するため、事業計画等の認可などを行っている。

(外務省)

- 安全保障分野における邦人専門家と欧州諸国を始めとした諸外国の研究者との交流促進を政府として支援し、知的ネットワークを構築・発展することにより安全保障分野で両地域が知見を共有することを促進する。
- 国連大学への拠出を通じ、日本に於ける在本邦国連機関を中心にした学術・研究ネットワークをこれまで以上に活性化する。また、世界の直面する差し迫った問題の解決に向け、国連大学との知的側面での政府を含めた国内機関との連携協力を強化する。
- (独)国際交流基金において、日 EU シンクタンク円卓会議等の国際会議の開催や、日本と諸外国との知的交流・知的対話に対する支援等を通じて、日本の政策研究・地域研究機関が国際的な知的対話ネットワークに参加し、そのプレゼンスを向上させることを促進する。
- アジア太平洋地域のシンクタンク・研究機関のネットワーク拡大を図り、地域における政策研究・研究情報の交流、若手政策研究者の育成等を推進する「アジア太平洋知的交流促進計画(アジア・パシフィック・アジェンダ・プロジェクト)を、(財)日本国際交流センターを事務局として発足させ、その活動を支援している。

(文部科学省)

- 特定の研究分野を対象とする国際共同研究を、二国間もしくは多国間の研究者の交流により行う大学間の拠点交流事業に加えアジア諸国の大学・研究機関間、アカデミー間、研究助成機関間等の多層的な枠組みにおける交流を支援する。
- また学術雑誌の電子ジャーナル化に必要なシステムを提供し、学協会の電子ジャ

ーナル発行を支援する J-STAGE や国際競争力が期待できる日本発の英文学術誌の編集・査読システムの国際化、ビジネスモデルの創出等を支援する国際学術情報流通基盤整備事業等、学术交流の拡充のための取組みを実施する。

- 「大学国際戦略本部強化事業」等により大学職員の国際化に努め、外国人研究者の受入の体制整備を図る。又、国立大学については、法人化に伴い、外国人研究者の採用に障壁が無くなった旨を周知・徹底する。

3. 第三の柱：共生の理念に対する行動指針

(イ) 文明間対話の促進

日本を文明間対話のための場として位置づけ、戦略を立てて対象地域や追求課題などを決め、様々なレベルでの文明間の対話を促進させる。そのため、国内に文明間対話のための拠点を整備するとともに、随時「文明間対話」会議を開催する。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 異なる文化・文明・宗教を共存させ、テロや暴力の廃絶につながる共通価値の創成に向け、中東地域との対話を重視し、「中東文化交流・対話ミッション」、「日本アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間セミナー」といった事業を実施している(前二者については、(独)国際交流基金の協力を得つつ実施)。
- 平成17年7月に、(独)国際交流基金、国連大学、NIRA の共催で、グローバル化から生じる負の影響について、世界各地の知識人が一同に会し、長期的かつグローバルな視野の下で、事態の改善の方途を議論する会議の場として、「世界文明フォーラム2005」を開催した。

(文化庁)

- 国際的な内外の芸術家や文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向についてかたる「国際文化フォーラム」を平成15年度より開始した。

スポーツや芸術、ポップカルチャー、それに建築なども文明の重要な構成要素に間違いなく、それ自体、文明の融合状況を提示するという側面を持つ。これらの具体的な活動や存在を総合的、積極的に用いながら、特色ある文明間対話を実現させる。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 柔道、剣道といった日本発祥のスポーツの指導者、選手を本邦に招聘し、強化トレーニングや講義を通じた相互理解の促進、とりわけ、かかる伝統的スポーツの根底にある日本の精神(相手を敬う気持ち、「和」の尊重等)に対する理解促進を通じて異文化、異文明間の協調を図っていく。
- 中東文化交流・対話ミッションにおいて、第一回ミッションにおいてデザイナーの森英恵氏、第二回及び第三回ミッションにおいて、柔道家の山下泰裕東海大学教授をメンバーとし、特に後者においては現地における柔道指導を実施する等、スポーツや芸術、ポップカルチャーを活用した対話を実施してきている。
- 第二回ミッションの報告書においても同ミッションにおいて多彩なメンバーの構成とすることによって、各分野に関する議論を行うことが提言されており、今後も、スポーツや芸術、ポップカルチャーといった具体的な活動を通じた文明間対話を推進していく。
- また、「世界文明フォーラム2005」の3セッションの一つを「グローバル化時代の芸術」と題し、芸術に焦点を当てた議論を行った。

(ロ) 日本の国際協力の基本理念の発信

日本は政府開発援助の目的に「国際社会の平和と発展への貢献」を掲げて取り組み、また地球温暖化対策の一環として温室効果ガスの削減を義務づける「京都議定書」の策定と採択に指導的役割を果たした経験を有するなど、平和の追求や自然との共生を基本理念に国際協力を推進してきた。このような日本の理念や立場は、さらに国際社会に理解され、浸透する必要がある。これらの理念が、「和と共生を尊ぶ心」に支えられた日本の国際貢献に対する姿勢でありメッセージであることを強く発信し、効果的な伝達を図る。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 国際協力を実施あるいは広報する際に、「国際社会の平和と発展への貢献」といった日本の国際協力の理念を強く打ち出していくと共に、これらの理念が日本の「和と共生を尊ぶ心」に支えられたものであることを発信していく。
- 日本が文化外交を推進していることに対する海外の関心は高い。よって、「和と共生を尊ぶ心」といった日本の文化外交の理念を積極的に発信していく。

(ハ) スポーツ交流推進のためのネットワーク整備

日本の伝統的な武道をはじめとするスポーツを通じた交流が果たしうる異文化・異文明間の相互理解における意義や役割を明確にし、それを平和外交推進の手段の一つに位置づけ、関連する機関や諸団体、企業や大学等が協力し合いながら効果的なスポーツ交流を促進するためのネットワークを整備する。

(関係府省庁施策)

(総務省)

- JETプログラムにおいて、SEA(スポーツ国際交流員)を招致し、スポーツを通じて、地域レベルでの国際文化交流を推進していく。

(外務省)

- (独)国際交流基金において、国内の関連団体との連携・協力の下、柔道、空手、合気道などの伝統武道の海外におけるデモンストレーションや実技指導をはじめとしたスポーツ交流を実施している。
- 対イラク支援において、全柔連や講道館、(オリンピック、サッカー、陸上やレスリングの団体を追加)等のスポーツ関連団体と協力しつつ、トレーニングのための選手やコーチの受け入れ、器材供与、輸送費支援等の支援を実施した。
- 現在までのスポーツ分野における関係団体の連携の高い効果を踏まえ、(独)国際交流基金、スポーツ関連団体、大学、企業等の関連団体との連携を更に強化していく。

(ニ)「文化財国際協力コンソーシアム(仮称)」の構築

日本が、より一層効果的に有形・無形の文化財の保護や、文化遺産の保存修復等を通じた国際協力を行っていくには、官民が適切な役割分担の下、連携を深める必要がある。関係各機関の情報を集約・交換して効果的活用を図るとともに、

緊急時の文化財の保護・修復支援等を機動的に実施することも視野に入れた仕組みを整えなければならない。そのために、継続的、機動的で効果的・効率的な国際協力実施に向けた調整を行うメカニズムを構築する。その際、「文化財国際協力コンソーシアム（仮称）」の実現は有益であろう。

（関係府省庁施策）

（外務省・文化庁）

- 文化財国際協力等推進会議における国内各機関間等のネットワーク構築、情報の収集・提供、文化財国際協力に関する調査研究等を実施する主体としての文化財国際協力コンソーシアムの構築に関する提言を受け、調査等を含め、必要な体制の検討を実施している。今後、「文化財国際協力コンソーシアム」の構築に必要な体制の整備に努めていく。
- また、2005年5月の「ベトナムに対する文化交流使節団」の派遣において提言されたタンロン遺跡の発掘調査・保存に関する協力を一つの試金石として、関係団体の協力体制の強化に努める。

第三章 明確な文化外交戦略を

1. 文化交流推進体制の整備

(1) 「文化外交推進会議（仮称）」の設置

本報告書に掲げた3つの柱に基づく諸政策を実施して行くには、全体的視野に立ち、効果的で無駄のない文化交流を展開するための戦略的政策を具体的に立案、策定する必要がある。その際には、海外各地域・主要国のニーズや実情を踏まえた効果的な政策を戦略的に策定することが極めて重要である。さらに、文化交流の担い手が多様化している今日、それぞれの強みを生かしつつ、各組織のネットワークや知見を有機的に活用しながら文化外交を展開することは極めて重要である。国内国外を一体として連続的に視野に入れた政策的連携を図り、多様な主体間の調整を行いつつ、戦略的な政策の立案と効果的な政策実施を図るため、関係省庁、政府関係機関及び企業や民間の文化交流の専門家と学識者からなる「文化外交推進会議（仮称）」を政府部内に設置する。

(関係府省庁施策)

(内閣官房、外務省、文化庁、関係省庁)

- 本懇談会の提言の実施を図るため、内閣官房副長官補(外政)を長とする「国際文化交流推進会議」を改組・再編成する。また、同報告書の提言に係る関係省庁の施策の進捗状況を報告するとともに有識者等の意見を聴取し政府の施策に反映させるため、「有識者会合」を設置する。さらに、国際文化交流の推進に向けて関係省庁等の緊密な連携協力を図るため、平成15年に外務省と文化庁の共同主宰で設置された「国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議」(以下、「同連絡会議」)の活用を図ることとした。「国際文化交流推進会議」は、同連絡会議と連携を図ることとし、同連絡会議に所要の検討等を要請するものとする。
- 関係省庁が「文化外交の推進に関する懇談会」報告書に関連した取組を実施していくにあたり、国際文化交流推進会議や同連絡会議の場を活用して情報の積極的な交換を図り、総合的な戦略性を意識した連携を促進していく。
- 文化外交の推進に関する懇談会の提言を受け、我が国の発信力を高めるためにどのような施策を実施すべきか、またそのための体制整備は如何にあるべきかについて提言を諮問するため、外務省にて海外交流審議会を開催する予定。特に、一般市民・青少年層に対して強い訴求力を持つ大衆文化を重点的に扱い、これについて政府が広報・文化交流の側面からいかなる施策をとっていくべきかを検討する。

(2) 文化交流のための体制の拡充と国際交流基金の活用

世界各国に対して、日本が「魅きつける力」を発揮できる分野において官民が一体となって中期的な取り組みを進め継続的に資源を投入する。資源投入面での官民の関連機関の環境作りにあたっては、日本語教育やポップカルチャー分野等、必要性が従前より増大している分野に重点をおく。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 平成18年度予算において、(独)国際交流基金を通じた日中韓の人気ポップ歌手の音楽交流事業の実施を新規に計上している。

戦略的かつ効果的な文化交流の実施には、高い専門性と蓄積された知見やネットワークの活用が必要であり、(独)国際交流基金を、官民をつなぐ組織として機能の充実と最大限の活用を図っていくことが肝要である。

（関係府省庁施策）

（外務省）

- （独）国際交流基金において、横浜市、朝日新聞、NHKと共催で横浜トリエンナーレ2005を開催する等、官民と連携・協力しつつ、高い専門性と蓄積された知見やネットワークを活用した事業を積極的に推進している。
- 特に、平成16年5月の機構改革において、国際交流の担い手に対する支援を行い、国民へのサービス強化の観点から、情報提供や他団体等との連携の窓口として基金の事業情報を含め国際文化交流に関する情報全般の提供を行う情報センターを設置した。同機関を活用して、国際交流団体に対して、各種交流団体に対する情報提供とネットワーク形成のために、国際交流団体の連絡会議、セミナー・シンポジウム等を開催する等、国際文化交流に関するノウハウ提供、各種支援を強化していく。

（3）人材育成と効果的活用を支える仕組みづくり

今日の文化外交の課題は、平和と共生、文化情報の効果的受発信から文化の創造的発展にいたるまで極めて多岐にわたっている。これらの課題を見据えながら文化交流を推進していくには、産官学民が連携して、教育プログラムを形成するなどして、専門的人材を育成することが急務である。

（関係府省庁施策）

（外務省）

- （独）国際交流基金において、日米センターNPOフェロシップや次世代リーダーフェロシップなどの事業を通じて、日本と諸外国の国際交流を担う人材の育成を実施する。
- （独）国際交流基金において、国際文化交流政策論に関する教育プログラム確立のための調査研究を実施中。同研究は「国際文化交流政策に関する教育プログラム」を構築することを将来的な視野に入れた先行研究である。同調査研究がまとまった段階で、国内関係機関者を集め報告会を実施する等により、国際文化交流を担う専門的人材の育成のための議論を喚起していく。

（文化庁）

- 芸術家に国内外における研修、発表の場を提供するとともに、芸術団体等が行う養成事業等への支援を充実させ、世界に羽ばたく新進芸術家の養成を行う。
- また、映画関係団体等の人材養成機関が行う人材育成事業等を支援する。

(経済産業省)

- プロデューサカリキュラムの策定・実施を行うとともに、インターンシップの推進等により、産学連携を強化し、プロデューサー、クリエイター人材を育成する。

日本の魅力を海外に伝える外国人、又は、日本文化の発展に貢献した外国人等、日本の魅力の伝道師となりうる人材について、表彰・叙勲など、積極的に支援を行う。

(関係府省庁施策)

(内閣府)

- 外国人に対する叙勲については、日本の魅力の海外への伝達、日本文化の発展への貢献等の観点から、一層適切な叙勲者の発掘に努めている。特に、最近においては、外国人叙勲候補者の対象年齢を大幅に引き下げることにより候補者となりうる層を拡大する等、外国人叙勲の一層適切な運用に努めているところである。

(外務省)

- 外国人叙勲制度や外務大臣表彰、及び各在外公館長の表彰制度を活用しつつ、日本文化の発展に貢献した外国人に対する表彰を実施する。
- (独)国際交流基金において、日本と諸外国の国際交流の促進に顕著な貢献をした個人・団体に対して、「国際交流基金賞」「国際交流奨励賞」を授与し、積極的に顕彰を行っていく。
- (財)日韓文化交流基金において、日本と韓国の交流の促進に貢献をした個人に対し基金賞を授与。

(経済産業省)

- 日本の優れた技術・人材が海外で活躍する場を拡大していくとともに、外国の優れた経営ノウハウ等を日本に導入し、日本の経済活性化を図ることを目指して、日本の文化・慣習と高い技術力を合わせ持つことで、競争力の高い日本ブランドを海外市場に発信・普及している日本企業又は外国企業を日本ブランド創造貢献企業として、日本に新しい技術やビジネスモデルを導入している外国企業を対日投資貢献企業として表彰した。

(その他関係省庁)

- 既存の表彰・叙勲制度を活用し、日本の魅力を海外に伝える外国人、又は、日本文化の発展に貢献した外国人等、日本の魅力の伝道師となりうる人材について、表彰・叙勲など、積極的に支援を行っていく。

日本全体で魅力ある日本の文化情報を発信するには、それぞれの分野の専門的人材の柔軟な活用を図る必要がある。文化交流の担い手として海外に派遣された専門家が、帰国後に元の職場に復帰しやすくする仕組みを整えるなど、人材の効果的活用が進む環境が必要である。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 在外公館や(独)国際交流基金の海外事務所等の海外拠点において、アートマネジメントや学術関係者を含む有識者とのネットワーク作り等、文化交流に関連する能力を持った外部専門家の活用を推進する。
- 文化交流の担い手として海外に派遣された専門家が、帰国後に元の職場に復帰しやすくなるよう、関係団体との連携を推進していく。
- (独)国際交流基金において、日米センターNPO フェローシップなどにより派遣したフェローの報告をまとめて発行したり、国際文化交流ボランティアの活躍を広報したりすることによって、彼らの帰国後の活躍のための環境整備に努めていく。

2. 重点対象地域

(1) 東アジア地域

(イ) 「インターネット世代」への働きかけ

東アジア地域では、生活水準の向上や都市文化の発展により、若年層(いわゆる「インターネット世代」)の間で、日本のポップカルチャーや生活文化が人気を得ているが、これらの対象層の関心対象が日本文化の表層のみに留まらず、より深い日本の理解につながる様に工夫する。

(関係府省庁施策)

(外務省、文化庁)

- 「日韓友情年2005」記念事業として、文化庁主催にて、平成17年10月に「日韓子ども文化交流－これから一緒に歩く道－」(上映作品8本)、同年11月に「日本映画:多様な展開」(上映作品45本)を実施し、幅広い年代に及ぶ様々なジャンルの日本映画を韓国で紹介した。また、「日韓デジタルアート展」、「中国国際電脳科技芸術展」等において、日本のメディア芸術作品の上映等を実施した。

(外務省)

- 高校生を中心とする中国の青年の招へい事業、日中市民交流ネットワークの整備事業、日中市民の対話・交流を促進に向けた中国国内の拠点整備事業を推進するため、25億円を17年度補正予算で計上した。このうち、20億円については、(独)国際交流基金等の資金を合わせ、計100億円の日中21世紀基金を立ち上げる。また、5億円は(財)日中友好会館に拠出。(外務省)。
- 中国については、平成16年度に(独)国際交流基金内に、21世紀日中交流特別事業業務室を設け、中国のインターネット・ユーザー層に向けた日本情報の提供事業等を検討・推進してきた。今後、(独)国際交流基金は、同室を日中交流センター(仮称)に発展解消し、日中21世紀基金事業を推進していく。
- 平成18年度予算において、(独)国際交流基金を通じた日中韓の人気ポップ歌手の音楽交流事業の実施を新規に計上している。
- Web Japan 等の日本紹介ホームページの中国語コンテンツを質、量共に充実させる。
- 日韓サッカー親善大使(井原正巳氏、洪明甫氏)の交流を通じて、交流促進のためのネットワークを強化させていく。
- 全世界の日本語学習者の約6割を東アジア地域が占めることに着目し、積極的に日本語教育を推進すると共に、日本文化(特にポップカルチャー)に関心を持った者が、日本語学習を通じてより深い日本理解も可能となるよう、(独)国際交流基金において、教材・教授法の開発に努める。
- (独)国際交流基金において、「日韓文化交流5ヵ年計画」の一環として、インターネットを活用して、日韓の文化交流の担い手を対象とした日韓交流ネットワーク構築を推進していく。

(文化庁)

- 日韓友情年2005事業のプレ・イベントとして、平成16年11月に、文化庁主催にて日本映画祭を実施し、今まで韓国で紹介されたことの無かった日本映画46作品を

集中的に紹介した。また、平成17年6月から7月にかけてソウルで開催された「日韓文化交流展」の一部として、「日韓デジタルアート展」を実施し、若手アーティストのものを中心に日本のデジタルアートを紹介した。

(ロ) 地方への事業展開の強化

東アジア諸国の地方においては、日本人や日本文化に触れる機会も非常に少ないが、日本語や日本社会への潜在的関心は少なくないので、日本の紹介事業を重点的に行う。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 中国における著名人を親善大使に任命し、同親善大使が日中両国の各種活動に参加するイベント等をもとにテレビ番組を作成し、中国国内で番組として放映することを検討する。
- 日本文化に触れることが少ない中国地方都市を対象に、(独)国際交流基金による和太鼓等の日本の伝統芸能の派遣につき、平成18年度予算に計上している。
- 東アジア諸国向けの在外公館文化事業を拡充する。有識者等を講師として大学、シンクタンクへ派遣し、日本に関する発信を行う。
- (独)国際交流基金による芸術、生活文化、スポーツ等の日本文化紹介事業の実施に際しては、東アジア諸国の首都のみならず地方都市も巡回するように工夫を行う。
- (独)国際交流基金において、「日韓文化交流5ヵ年計画」の一環として、日韓の市民・草の根交流の広がりを支援するとともに、韓国の地方都市への事業展開を図る。また、日中21世紀基金事業の一環として、日中市民交流のためのふれあいの拠点を中国各地に20カ所程度開設・運営する「中国国内交流拠点事業」を実施予定。

(文化庁)

- 世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化に繋がる活動を展開する目的で「文化庁文化交流使」を海外に派遣しているが、同事業の東アジアの地方都市での展開を検討する。

(ハ) 知日派のネットワークの整備

東アジア地域では、研究・留学その他の理由で滞日経験を有する者が各国各界において活躍していることが多い。これらの日本滞在経験者の動向を把握し、知日派の核となる彼らを日本との交流に生かす取組みを行う。また、日本との交流、協力のために草の根レベルで尽力してきた市民は数多く存在するが広く知られていない。よって、こうした業績を再評価するための取組みを実施する。

(関係府省庁施策)

(内閣府)

- 東南アジア青年の船事後活動組織(SSEAYP)インターナショナル総会等、内閣府が実施している青年国際交流事業に招へいした東アジア諸国の青年等との連携強化の為のフォローアップ事業を実施していく。

(外務省)

- 帰国留学生会の組織化をはじめとする日本留学経験者へのフォローアップを積極的に推進する。また、JET プログラム参加者の OB・OG 組織であるJETAA会員を対象としたデータベースの構築を支援。さらに、各種日本語スピーチ大会の連携等による日本語学習者の組織化を図る。
- (独)国際交流基金において、国際交流基金フェローOB に対するフォローアップ事業を実施し、北京日本学センターや東アジア各国の拠点日本研究機関への支援を通じて知日派ネットワークを整備することに努めていく。
- (独)国際交流基金において、日中21世紀基金事業の一環として、日中交流に携わる日本の公的機関、NGO、地方自治体、民間企業、中国国内の関係機関や日中のかけ橋たりうる在日中国人等と協力・連携し、これら関係者相互をつなぐネットワークを確立して情報の共有を促進し、またその事業支援を行うことにより、日中交流事業の担い手を強化・育成する「日中市民交流ネットワーク整備」の実施を計画している。
- (独)国際交流基金において、「日韓文化交流 5 ヵ年計画」の一環として、日韓交流に大きな役割を果たす韓国の日本研究者・日本語教育関係者等への支援強化を検討していく。

(二) 学生・教育交流の推進

学生・教職員の交流を通じて次世代を担う若者の国境を越えた人的交流を拡大することは、多様性を有する東アジア地域の相互理解と友好親善の基盤を強化し、共同体意識の醸成を促進する上で重要である。東アジア諸国の相互理解、ひいて

は将来の「東アジア共同体」形成も視野におきつつ、東アジア地域内の学生・教員交流や共同研究を推進するための具体的取組みを実施する。

(関係府省庁施策)

(内閣府)

- 「東南アジア青年の船事業」、「日本・中国青年親善交流事業」及び「日本・韓国青年親善交流事業」等を通じて、東アジア諸国の青少年との交流事業を促進していく。

(外務省)

- (独)国際交流基金及び(財)日中友好会館において、日中21世紀交流事業として、高校生等を対象として、短期・中期・長期の招へいを実施し、サマーキャンプ、ホームステイ等の日本の同世代との交流活動を執り行うことや、中国内から選抜された日本語を履修している中国人高校生と中国語を学習している日本の高校生との交流、同高校生に対する日本語研修プログラムの実施等を計画している。
- マレーシアにおいて、日本型の工科大学(日マレーシア国際工科大学)を設置する準備が進められている。日本からも専門家を派遣して右設置準備を支援し、将来的には日本より教職員を派遣する方向で検討中。
- (独)国際交流基金において、日本語教師に対する招へい研修や中学・高校教員のグループ招へい事業等を通じて、中国・韓国を中心とした東アジア向けの事業を積極的に推進していく。また、市民青少年交流の一環として、東アジア域内における学生交流事業も支援していく。

(文部科学省)

- 外国語教育の多様化推進のため、英語以外の外国語教育に取り組む都道府県を指定し域内の高校で実践研究しており、併せて日本の高校生と指定言語国の高校生とを相互に1か月程度、派遣・受入れして、現地校への入学及びホームステイさせ、相互理解・友好親善を図る。
- 中国・韓国の初等中等教育教職員を招へいし、日本の教育及び社会事情に関する理解を深め、相互理解を促進する。
- 国費外国人留学生の受け入れや私費外国人留学生等への援助等(前述)により外国人留学生の受け入れ体制の充実を図るとともに、「長期海外留学支援制度」、「短期留学推進制度(派遣)」、「日本学生支援機構の奨学金貸与制度」等により東アジア地域を含めた日本人学生の海外留学を支援。
 - 長期海外留学支援制度
海外の大学院等での修士号または博士号取得を目的とする者、および

アジア諸国等において専門の研究を行う者に対して奨学金等を支給することにより、東アジア地域を含めた日本人学生の海外留学を支援。

■ 短期留学推進制度(派遣)

大学間交流協定等に基づき、母国の大学に在籍したまま1年以内の短期間日本から諸外国に留学する大学生に対し奨学金を給付。

■ 日本学生支援機構の奨学金貸与制度

東アジア地域を含めた海外の大学、大学院への留学を希望する日本人学生に対して有利子奨学金を貸与。

(ホ) 共通する課題に関する対話の促進

東アジア地域は、環境、福祉、男女共同参画等、共通する課題を抱えている。よって、「アジアにおけるパートナー」として、アジアの新しい時代と共同体作りに貢献するための対話と交流を進めていく。そのため、NPO・NGO 関係者や、地方の国際交流・協力関係者、地方紙記者、映像制作関係者、新進アーティスト等、これまで交流の少なかった各分野の若手・中堅リーダー間の交流と対話を促進する。

(関係府省庁施策)

(外務省、関係省庁)

- 東アジア地域での交流と対話を促進する際には、二国間交流のみならず、その域内の共通点に留意しつつ、多国間交流の視点を重視する。

(内閣府)

- ASEAN 諸国+日・中・韓での青少年問題に関する協力の枠組みである青少年に関する ASEAN+3 高級事務レベル会合(SOMY)を通じての対話を促進していく。

(総務省)

- (財)自治体国際化協会において、地域の国際交流の中核を担う地方自治体、地域国際化協会と民間の国際交流団体の実務担当者が一堂に会してのワークショップを実施している。
- (財)自治体国際化協会において、中国、韓国及びASEAN各国より地方行政関係者を招へいして国内自治体の関係者等と自治体の施策に関し意見・情報交換を行っている。

(外務省)

- 人物・スポーツ交流を促進すると共に、報道関係者、テレビチーム等を招聘し、メディアを通じた日本の紹介を促進し、真の日本の姿を理解させる。また、中国で規制緩和によって登場したニューメディアへの働きかけを強化し、関係を深める。外務省及び(独)国際交流基金において、日中ハイレベル交流、アジア・リーダーシップ・フェロー、日中韓次世代リーダー・フェローシップ等の事業を実施して、様々な分野における若手・中堅を含む指導者間の東アジア地域における共通課題の解決に資する知的対話・知的交流事業を促進していく。
- 日中双方の有識者で構成された日中歴史共同研究のための委員会を設置し、日中関係に関する歴史認識について双方で議論を行う。
- (独)国際交流基金において、日中21世紀基金事業の一環として、日中交流に携わる日本の公的機関、NGO、地方自治体、民間企業、中国国内の関係機関や日中のかげ橋たりうる在日中国人等と協力・連携し、これら関係者相互をつなぐネットワークを確立して情報の共有を促進し、またその事業支援を行うことにより、日中交流事業の担い手を強化・育成する「日中市民交流ネットワーク整備」の実施を計画している。
- (独)国際交流基金において、「日韓文化交流 5 ヶ年計画」の一環として、国会議員やジャーナリスト等、将来の日韓両国の世論を形成する中堅指導者・専門家間の交流強化を図る。

異文化教育も東アジア地域に共通する課題であり、「和と共生」を東アジア地域において実現するため、その方法論と実践例について専門家の交流を活発に行う。

（関係府省庁施策）

（外務省）

- （独）国際交流基金において、東アジアにおける多様な文化の共生に焦点を当てた知的交流事業や市民交流事業を実施すると共に、そのような民間主導の事業に対する支援を実施していく。
- また、（独）国際交流基金において実施される日本語教育においても、異文化教育の視点を積極的に含めた事業を実施していく。

（文化庁）

- 国際的な内外の芸術家や文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向についてかたる「国際文化フォーラム」を「文化の多様性」をテーマに平成15年度より開始。第1回ではインドとパキスタンの芸術家による討論を行ったほか、第3回ではアジア芸術やアジア文化を扱った座談会を開催。

（2）中東・イスラーム地域

数次の文化ミッションを派遣し日本アラブ対話フォーラムなどでも交流の実をあげている中東イスラーム地域についても、東アジア地域に準じる重点対象地域として引き続き重視していく。

(関係府省庁施策)

(外務省)

- 異なる文化・文明・宗教を共存させ、テロや暴力の廃絶につながる共通価値の創成に向け、中東地域との対話を重視し、「中東文化交流・対話ミッション」、「日本アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間セミナー」といった事業を実施している（前二者については、(独)国際交流基金の協力を得つつ実施）。
- 平成18年1月に、チュニジアで第4回イスラム世界との文明間対話セミナーを実施した。
- 平成17年11月に、日本・アラブ・イスラム・ジャーナリスト会議を開催。会議における議論を通じ、日本とアラブ・イスラム世界の正しい相互理解の促進を図る。
- 外務省及び(独)国際交流基金においては、中東イスラーム地域を重点地域の一つとしてとらえ、日・ヨルダン・エジプト・パレスチナ自治区女性交流、イスラエル・パレスチナ合同青年招へい、日アラブ知的交流アジェンダ・セッティング会合、中東映画祭、女性団体・ジャーナリスト・有識者からなる市民青少年交流グループ派遣事業、「中東・イスラーム理解セミナー・シリーズ」の日本国内の地方都市での実施等を通じて、中東イスラーム地域と日本との文化交流の促進に努めてきた。今後も、現地のニーズに合った各種事業を企画・実施していく。
- 平成17年9月、(独)国際交流基金と協力して、トルコ、サウジアラビア、チュニジアに第三回中東文化交流対話ミッションを派遣（団長：山内昌之東京大学教授）。同ミッションの「報告と提言」の実施に努めていく。

(文化庁)

- 平成17年10月に開催された第三回「国際文化フォーラム」において、「平和と文化 ～文明の対話から共通の価値へ～」と題し、「平和と文化」座談会を実施した（座長：平山郁夫東京芸術大学長）。この際、イスラエルやパレスチナからパネリストを招へいし、対立する民族が文化を通じて共存・協調する可能性や日本が果たせる役割について議論した。